

北広島町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R5年度の人件費率
R6年度	人 16,953	千円 17,886,477	千円 160,452	千円 2,733,365	% 15.3	% 16.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

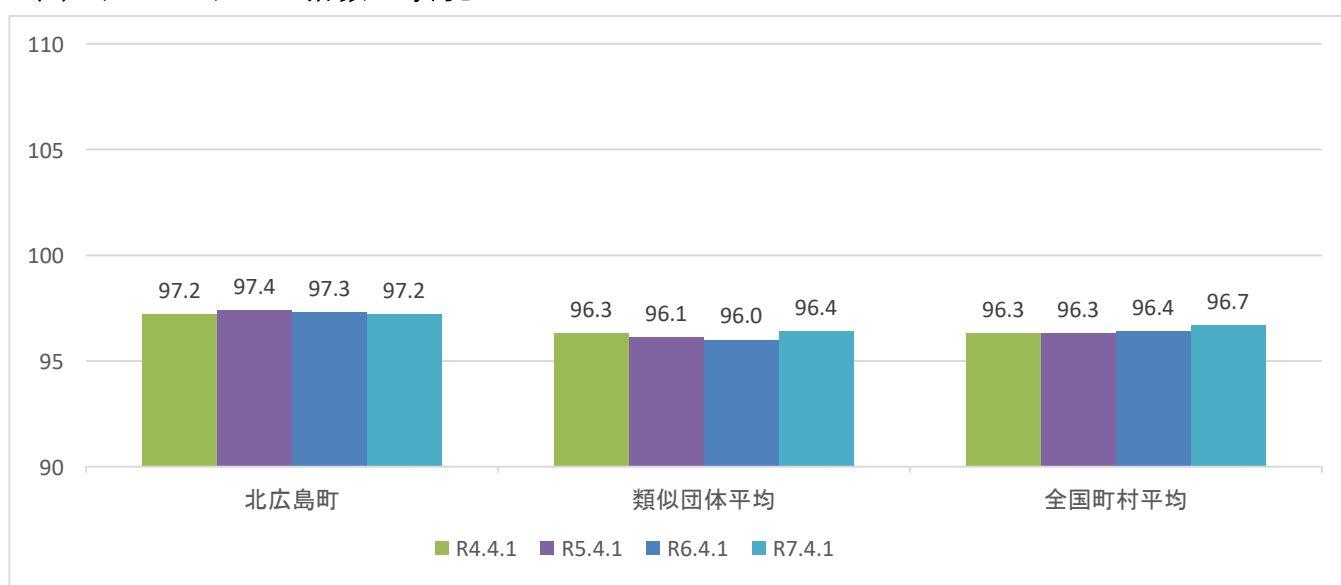
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体(Ⅳ-1) 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 255	千円 1,041,108	千円 224,529	千円 427,628	千円 1,693,265	千円 6,640	千円 6,010

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

北広島町には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。
月例給の給与改定率及び特別給の年間支給月数は、国に準じて行っています。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。（国の7级以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。）

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準4%に対し、北広島町においても4%を支給。

（実施時期）令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日からは4%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	2%	4%
北広島町の支給割合	0%	2%	4%

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
（令和7年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（Ｒ７年４月１日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
北広島町	46.3 歳	351,300 円	422,929 円	377,389 円
広島県	43.0 歳	337,278 円	419,544 円	378,982 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.8 歳	323,906 円	377,225 円	349,088 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和 7 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（Ｒ７年４月１日現在）

区 分		北広島町	広島県	国
一般行政職	大 学 卒	213,600 円	228,738 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	197,583 円	188,000 円
消 防 職	大 学 卒	251,800 円	—	—
	高 校 卒	221,200 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（Ｒ７年４月１日現在）

区 分		10～14年	20～24年	25～29年	30～34年
一般行政職	大 学 卒	291,600 円	361,000 円	380,800 円	393,000 円
	高 校 卒	*	*	*	382,700 円

(注) 1 「—」は、該当する職員がいない場合である。

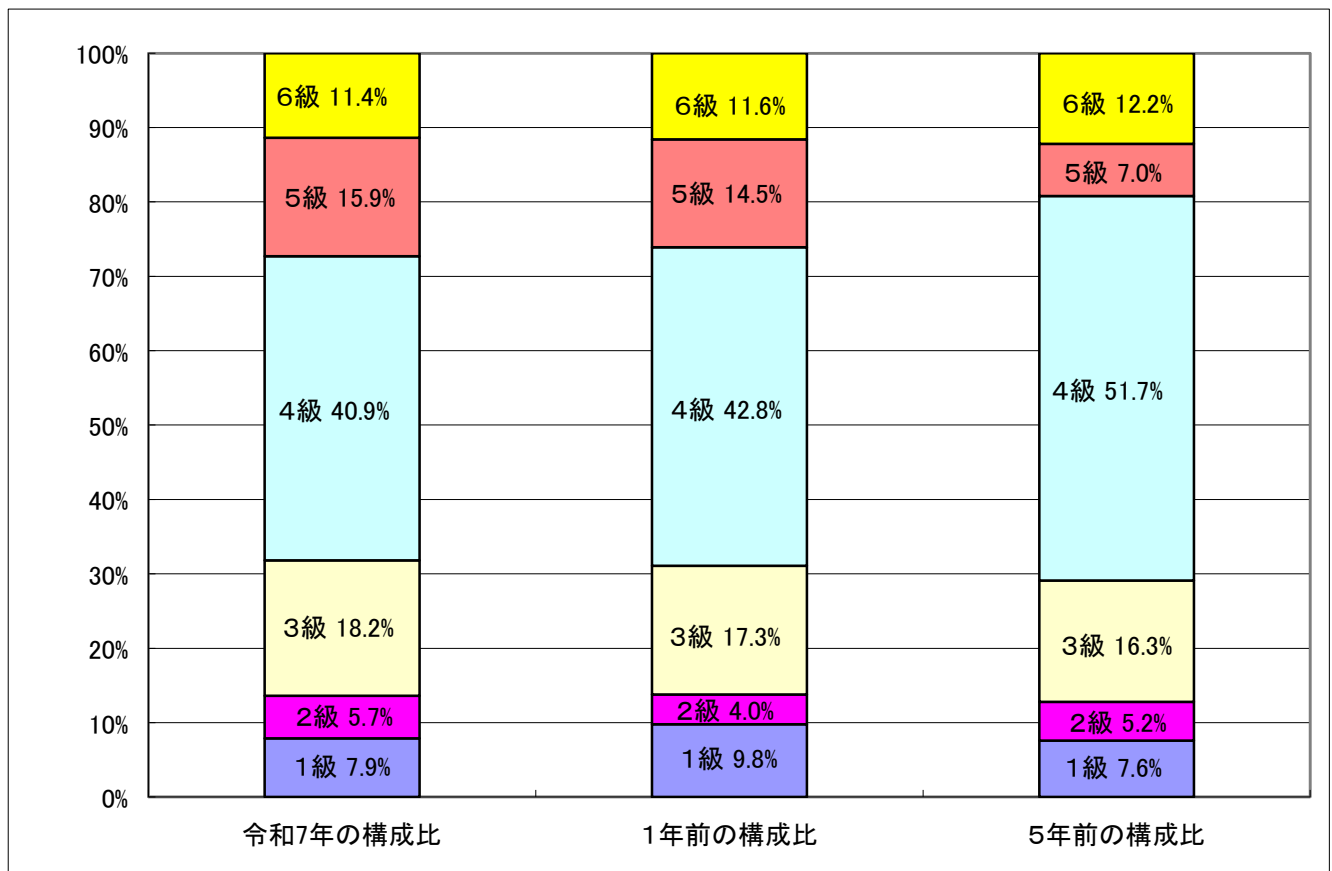
2 「*」は、該当者が少数かつ近似の階層の職員を含めても 3 人以下のため、公表を差し控えたものである。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

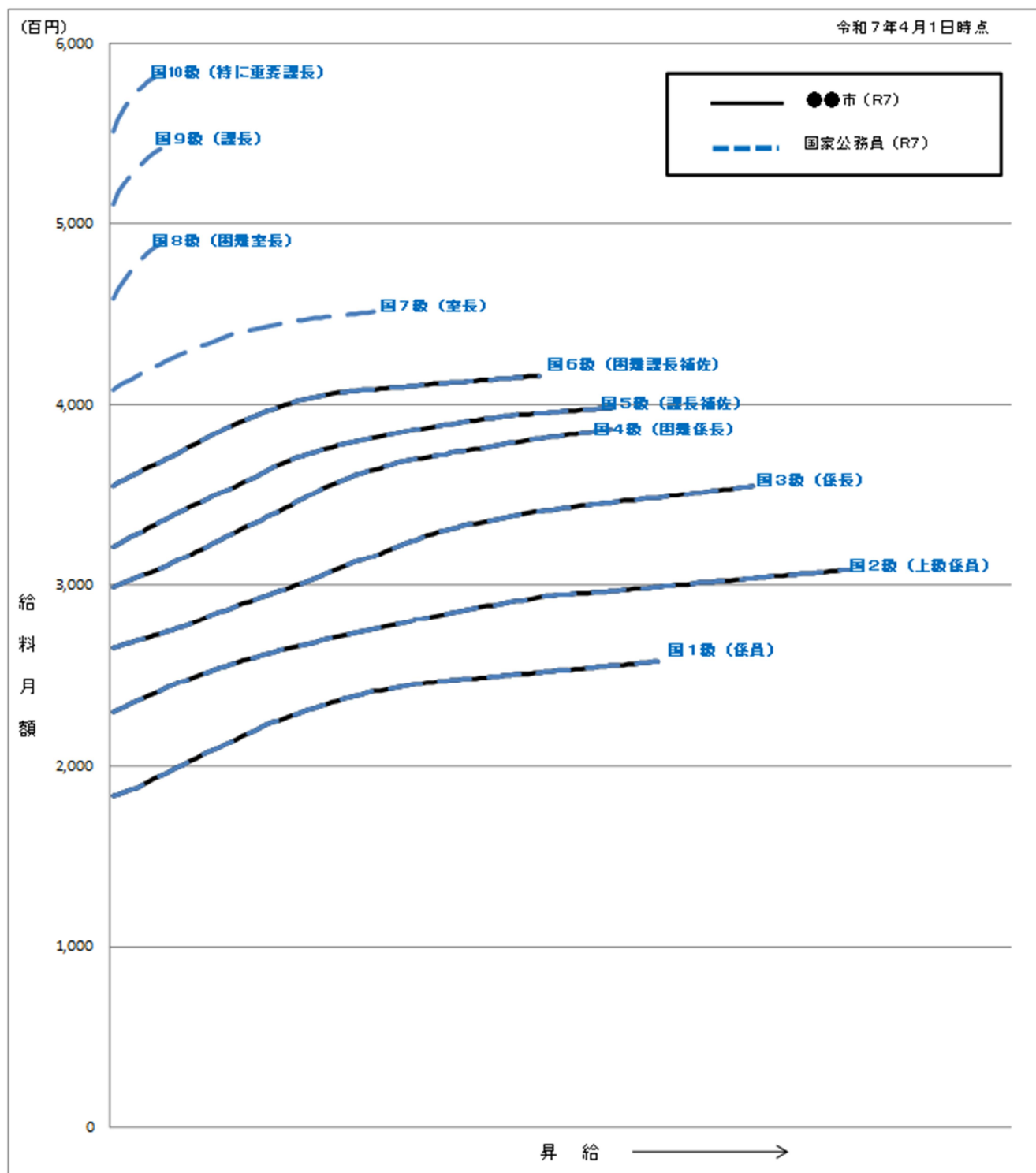
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（R 7 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主 事	14人	7.9 %	183,500 円	258,100 円
2 級	主 事	10人	5.7 %	230,000 円	308,500 円
3 級	主任・主任主事	32人	18.2 %	265,300 円	354,700 円
4 級	係長・主任	72人	40.9 %	298,800 円	386,100 円
5 級	課長・課長補佐	28人	15.9 %	321,300 円	398,200 円
6 級	課 長	20人	11.4 %	355,200 円	415,700 円

- (注) 1 北広島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（R 7 年 4 月 1 日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

（北広島町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和8年度		令和8年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北広島町	広島県	国
1人当たりの平均支給額 （令和6年度） 1,681 千円	1人当たりの平均支給額 （令和6年度） 1,767 千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.0) 月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.0) 月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.0) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 5～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率					
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和8年度		令和8年度	

(2) 退職手当（R7年4月1日現在）

北広島町				国			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特別措置2～45%加算				定年前早期退職特別措置2～45%加算			
1人当たり平均支給額							
自己都合・応募認定・定年							
14,738 千円							

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「自己都合・応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

3 3名以下の退職事由があるため、全退職手当受給者の平均支給額を記載している。

(3) 地域手当（R7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			745 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			372,600 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
広島市	9 %	2 人	9 %
北広島町	2 %	278 人	2 %

(4) 特殊勤務手当（R 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和6年度決算）			5,392 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			72,869 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			26.52 %
手当の種類（手当数）			13
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当	従事職員	防疫等作業に従事する職員が感染症が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事した場合に支給	日額800円
		特定新型インフルエンザ等から住民等の生命及び健康を保護するための作業に従事した場合に支給	日額1,500円 （接触4,000円）
変死体収容に従事する職員の特殊勤務手当	従事職員	行旅病人及行旅死亡人取扱法による死亡人又は変死体の収容等に従事した職員に対して支給	日額5,000円
災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当	従事職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣されて行う災害応急対策に係る作業で心身に著しい負担を与えると町長が認める作業に従事した職員に対して支給	日額1,080円
夜間看護業務に従事する職員の特殊勤務手当	看護師及び准看護師	病院又は診療所に勤務する看護師及び準看護師の職にあるものが、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したときに支給	2交代勤務3,500円 4時間以上2,500円 2～4時間2,300円 2時間未満1,800円
山上作業に従事する職員の特殊勤務手当	従事職員	山上において4時間以上作業に従事した職員に対して支給	日額800円
危険性を有する薬品等を取り扱う職員の特殊勤務手当	従事職員	人体等に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品を取り扱う業務又は病理細菌を取り扱う業務に従事したときに支給	日額800円
火葬場業務に従事する職員の特殊勤務手当	従事職員	火葬場において、火葬作業に従事した職員に対して支給	1体につき5,000円
有害獣駆除業務に従事する職員の特殊勤務手当	従事職員	職員が有害獣の駆除に従事したときに支給	1回1,000円 （くま放獣解体3,000円）
消防職員の特殊勤務手当	消防職員	災害現場、高所作業現場、勤務環境の危険又は劣悪な現場において作業する職員及び潜水器具を着用して潜水作業に従事した職員に対して支給	消防手当月額3,000円 救急業務手当月額3,000円 潜水手当日額500円
税務職員の特殊勤務手当	税務職員	町税の徴収に関する事務に従事する職員に対して支給	月額2,200円
医療に従事する職員の特殊勤務手当	医師	診療所に勤務する医師が医療業務に従事したときに支給	月額 給料月額の30/100
除雪作業に従事する職員の特殊勤務手当	従事職員	町道等の道路の除雪に従事した職員に対し支給	日額1,500円 （4時間未満900円）
社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	ケースワーカー	生活保護を受けているものの援護、育成又は更正の措置に関する業務に常時従事する職員で町長の定める職員に対して支給	月額10,700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	110,706 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	446 千円
支給実績（令和5年度決算）	87,204 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	349 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（R7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	配偶者 3,000 円 子 11,500 円 その他 6,500 円 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間1人につき 5,000 円（加算）	同		31,983 千円	266,526 円
住居手当	借家 上限 28,000 円	同		16,097 千円	259,623 円
通勤手当	交通機関利用 1ヶ月あたり支給限度額 150,000 円 交通用具使用 1ヶ月あたり支給限度額 なし	異	1km×800円（2km以上対象）	34,633 千円	141,358 円
管理職手当	給料月額8～12%	異	率で支給	15,869 千円	587,741 円
単身赴任手当	官署を異にする異動等に伴い単身で生活 定額 30,000 円 加算 交通距離により最大 70,000 円	同		456 千円	456,000 円
初任給調整手当	医師免許取得35年以内で月額370,400円の範囲内	同		2,783 千円	2,782,800 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することが命ぜられた職員 勤務1時間あたりの給与額×1.35×時間数	同		18,426 千円	361,290 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間あたりの給与額×0.25×時間数	同		6,849 千円	129,229 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が平日深夜、休日等に臨時又は緊急によりやむを得ず勤務したときに支給 勤務日、勤務時間に応じて 上限 12,000 円／1回	同		320 千円	64,000 円

5 特別職の報酬等の状況（R7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町長	730,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副町長	602,000円	840,000 円／ 581,000 円
	教育長	571,000円	683,000 円／ 538,400 円
			—
報 酬	議長	315,000円	381,000 円／ 273,000 円
	副議長	264,000円	317,000 円／ 221,000 円
	議員	241,000円	299,000 円／ 210,000 円
期 末 手 当	町長	(令和6年度支給割合)	
	副町長	2.80 月分	
	教育長		
退 職 手 当	議長	(令和6年度支給割合)	
	副議長	3.20 月分	
	議員		
退 職 手 当	町長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副町長	給料月額×支給率(5.0)×年数	14,600千円 任期毎
	教育長	給料月額×支給率(3.0)×年数	7,224千円 任期毎
		給料月額×支給率(2.5)×年数	5,710千円 任期毎
備 考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

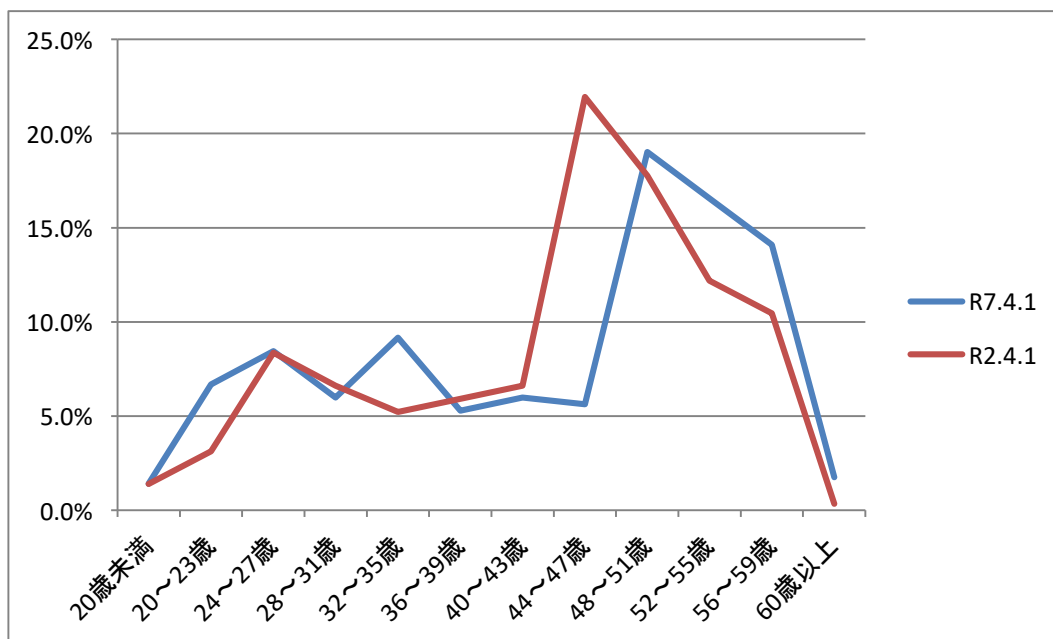
(各年４月１日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	3	1	短時間再任用→正規職員
		総 務	80	77	▲3	支所業務の減
		税 務	12	13	1	一般会計職員の増
		民 生	29	28	▲1	正規職員→短時間再任用
		衛 生	14	17	3	組織体制強化による増
		農 林 水 産	29	27	▲2	正規職員→短時間再任用
		商 工	7	7		
計 部 門	土 木	10	10			
	計	183	182	▲1	〈参考〉 人口1万人当たり職員数107.36人 (類似団体の人口1万人当たり職員数80.18人)	
	教育部門	15	16	1	組織体制強化による増	
	消防部門	57	58	1	組織体制強化による増	
公 営 会 企 計 業 部 等 門	小 計	255	256	1	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 151.01人 (類似団体の人口1万人当たり職員数100.19人)	
	病 院	9	8	▲1	正規職員→会計年度任用職員	
	下 水 道	4	4			
	そ の 他	15	16	1	組織体制強化による増	
小 計		28	28			
合 計			283	284	1	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 167.52人
			[344]	[344]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（R 7 年 4 月 1 日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	4人	19人	24人	17人	26人	15人	17人	16人	54人	47人	40人	5人	284人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部 門 別 \ 年 度	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年	過 去 5 年 間 の 増 減 数 （ 率 ）
一般行政	176	171	173	181	183	182	6（3.4％）
教育	16	16	16	15	15	16	－（－）
消防	58	60	59	57	57	58	－（－）
普通会計計	250	247	248	253	255	256	6（2.4％）
公営企業等会計計	37	37	35	28	28	28	▲9（▲24.3％）
総 合 計	287	284	283	281	283	284	▲3（▲1.0％）

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

6 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) R5年度の総費用に占 める職員給与費比率
R6年度	千円 994,556	千円 17,298	千円 35,241	% 3.54	% —

(注) 令和6年度に地方公営企業法の全部適用となったため、前年度実績はない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 4	千円 16,396	千円 3,564	千円 6,819	千円 26,779	千円 6,695	千円 6,187

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
北広島町	45.5 歳	353,063 円	562,063 円
団 体 平 均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

北広島町（下水道事業）	北広島町
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,705 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,681 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.0) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.0) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

北 広 島 町 （ 下 水 道 事 業 ）			北 広 島 町		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 2～45% 加算			定年前早期退職特別措置 2～45% 加算		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
自己都合・応募認定・定年			自己都合・応募認定・定年		
－ 千円			14,738 千円		

（注） 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 6 年度に退職した職員に支給された平均額である。（下水道事業の退職者はいない。また、北広島町は 3 名以下の退職事由があるため、全退職手当受給者の平均支給額を記載している。）

2 「自己都合・応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 6 年度決算）		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
北 広 島 町	2 %	4 人	2 %

エ 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 6 年度決算）			0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 6 年度）			－ %	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R6 年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当	従事職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第 23 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣されて行う災害応急対策に係る作業で心身に著しい負担を与えると町長が認める作業に従事した職員に対して支給	0 千円	日額 1,080 円
危険性を有する薬品等を取り扱う職員の特殊勤務手当	従事職員	人体等に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品を取り扱う業務又は病理細菌を取り扱う業務に従事したときに支給	0 千円	日額 800 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	2,243 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	561 千円
支給実績（令和5年度決算）	－ 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	－ 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

3 令和6年度に地方公営企業法の全部適用となったため、令和5年度の実績はない。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶 養 手 当	配偶者 3,000 円 子 11,500 円 その他 6,500 円 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間1人につき 5,000 円（加算）	同		438 千円	219,000 円
住 居 手 当	借家 上限 28,000 円	同		518 千円	259,200 円
通 勤 手 当	交通機関利用 1ヶ月あたり支給限度額 150,000 円 交通用具使用 1ヶ月あたり支給限度額 なし	同		365 千円	182,400 円
管理職手当	給料月額の8～12%	同		0 千円	0 円
単身赴任手当	官署を異にする異動等に伴い単身で生活 定額 30,000 円 加算 交通距離により最大 70,000 円	同		0 千円	0 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することが命ぜられた職員 勤務1時間あたりの給与額×1.35×時間数	同		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間あたりの給与額×0.25×時間数	同		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が平日深夜、休日等に臨時又は緊急によりやむを得ず勤務したときに支給 勤務日、勤務時間に応じて 上限 12,000 円／1回	同		0 千円	0 円